

令和3年11月25日（木曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

参考人

赤松 範夫 弁護士

開会

12時27分

協議事項

- ・最終報告に向けた意見取りまとめについて
- ・不当要求行為認定について（建設局）
- ・議会の請求に基づく監査結果報告書の意見に対する対応状況について

協議

12時27分

（委員長）

NHKから本委員会の撮影許可を求める申出を受けているが、撮影を許可してもよいか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

テレビ撮影を許可することとする。

なお、本日の審査には、赤松弁護士に参考人として出席していただいているので報告する。

また、松岡議員の証人尋問において、同議員から、当局が作成した面談記録には、「例えば」などの言葉が抜けていたなどの証言があったが、証人尋問終了後、建設局長から各委員に対して説明があったと思う。その際に配付された資料を正式に本委員会の資料として扱うこととする。

さらに、「3地区協議会の実態把握事案」に関して、「監査結果報告書の意見に対する対応状況」が、既に全議員に対して通知されているが、本委員会が契機となった経緯もあるため、当該報告書も参考資料として、Side Booksに格納したので報告する。

なお、委員から当該報告書に関して、「4 予算措置について」の「措置状況等」欄について、他の項目では対応局の記載があるが、この項目においては記載が

ないため、対応局を明らかにすべきではないかとの意見を受けている。

当該資料は、議長に対して提出されているが、監査事務局長に対して、補足資料として、この項目における対応局が分かる資料の提供を要求したいと思うがどうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

後ほど監査事務局に資料提供を求めることとする。

（委員会終了後資料配付。）

（委員長）

最終報告に向けた意見取りまとめを行うが、正副委員長で協議して骨子案を作成したので事務局から説明させる。

[事務局から説明。]

（委員長）

骨子案の1から3項目までで、意見があれば発言されたい。

（委員）

（意見なし）

（委員長）

引き続き、4項目めについて協議するが、先に刑罰法令への抵触についてを確認する。刑法への抵触判断は我々では困難であるため、最終報告書においては、法的助言者の意見を報告するにとどめたいと思うがどうか。

（委員）

偽証罪は問えないのか。

（参考人）

本人の認識と違うことを証言したと証明できないと偽証罪は難しい。本件においては、立証は困難と考え、意見書にその旨を記載したので了承されたい。

（委員長）

本委員会として、職員倫理条例及び議員倫理条例の抵触について、検討及び判断を行う必要があると思う。資料2において、両条例への抵触をまとめたので事務局に説明させる。

[事務局から説明。]

(委員長)

職員倫理条例で規定する不当要求行為への該当性について、意見があれば発言されたい。

(委員)

当局の判断と異なる箇所があるのか。

(事務局)

「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」について、当局の判断は、職員倫理条例第2条第4号カだけであるが、同号アが追加となっている。

(委員)

本委員会としては、当該部分を追加して認定しようとするものか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

この提案でよいと思う。

(委員長)

本委員会としての職員倫理条例における不当要求行為への該当性についての認定に関して採決を行うこととする。

意見とりまとめ

12時45分

・職員倫理条例で規定する不当要求行為への該当性について

(1) 「浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事」について

同条例第2条第4号ア、オ及びカで規定する不当要求行為に該当する行為があったことを全会一致で認定。

(2) 「白浜小学校の相撲場整備に関する事」について

同条例第2条第4号オ及びカで規定する不当要求行為に該当する行為があったことを全会一致で認定。

(3) 「白浜西山公園に関する事」について

同条例第2条第4号ア及びカで規定する不当要求行為に該当する行為があったことを全会一致で認定。

(4) 「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委

託に係る入札発注の取り止めに関する事」について

同条例第2条第4号ア及びカで規定する不当要求行為に該当する行為があったことを全会一致で認定。

協議

12時50分

(委員長)

続いて、議員倫理条例で規定する政治倫理基準違反について協議を行う。意見があれば発言されたい。

(参考人)

同条例第3条第4号は、一般的抽象的なものであり、議員は全体の代表者として、品位と名誉を害することは許されないが、本文には「その職務に関し」と限定がある。対象議員の行動が、職務に関した行動かどうかについて、多少争いがあると考えたため、あえて同項4号に触れるところは認定していない。そのことを前提に議論してほしい。

(委員長)

特に意見はないので、本委員会としての議員倫理条例で規定する政治倫理基準違反についての認定に関して採決を行うこととする。

意見とりまとめ

12時52分

・議員倫理条例で規定する政治倫理基準違反について

(1) 「浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事」について

同条例第3条第1項第1号、同項第5号及び第6号で規定する政治倫理基準に違反する行為があったことを全会一致で認定。

(2) 「白浜小学校の相撲場整備に関する事」について

同条例第3条第1項第1号及び同項第5号で規定する政治倫理基準に違反する行為があったことを全会一致で認定。

(3) 「白浜西山公園に関する事」について

同条例第3条第1項第5号で規定する政治倫理基準に違反する行為があったことを全会一致で認定。

(4) 「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」について

同条例第3条第1項第5号で規定する政治倫理基準に違反する行為があったことを全会一致で認定。

協議

12時55分

(委員長)

引き続き、資料1に戻り5項目めについて協議する。まず、松岡議員に対する処遇について、意見があれば発言されたい。

(委員)

辞職勧告決議を再度行うべきである。

(委員長)

決議案は、本委員会が提案すべきか、それとも前回同様、議会運営委員会に提案を求めるべきか。

(委員)

前回と同じでよいのではないか。

(委員長)

議会運営委員会に辞職勧告決議を求めるということでよいか。

(委員)

辞職勧告決議を求めるとされたい。

意見とりまとめ

12時57分

・松岡廣幸議員に対する処遇について

議会運営委員会に対して、同議員に対する辞職勧告決議を行うことを求めることを全会一致で決定。

協議

13時04分

(委員長)

執行部に対する提言についてはどうか。

(委員)

参考人に確認したいが、議会として刑事告発ができないため、執行部に対して刑事告発を行うことを求めた場合、特別委員会が提訴されるおそれはないのか。

(参考人)

地方議員には国会議員のような免責特権はないが、それを理由に民間と同じ扱いとなると、議会内での自由な議論や活発な意見表明ができない。そのため、法律上の規定はないが、慣例上、保障されていると一般的には考えられている。

決議が明らかに法の規定を逸脱したものであったり、侮辱的な発言であれば、必ずしも保障されないと思うが、今、行っているような冷静な議論や意見表明のようなことについて、刑事や民事上の責任を問われたりすることはないと考えている。

(委員)

松岡議員に対する刑事告発について、議会として刑

事告発ができないことが、諸般の事情と捉えられても困るので、法律上できないことを明確にして記載すべきではないのか。

(事務局)

最終報告書案には、赤松弁護士とも相談の上、その旨を記載するようにしたい。

(委員)

議会運営委員会に辞職勧告決議を求めることになったが、いつの時点で同委員会にそれを求めるのか。

(事務局)

議事課と相談する必要がある。

(委員)

令和3年第4回定例会中に本委員会の開催はないのか。

(事務局)

12月13日に本委員会の割当日があるので、そこで最終報告書の草案確認をお願いしたいと考えている。

(委員長)

執行部に対して刑事告発を求めることでよいか。

(委員)

よいと思うが、赤松弁護士の意見書では「威力業務妨害罪に該当する。」と記載されているが、資料4では、「該当する可能性が高いと思われる。」と記載しているのはなぜか。

(事務局)

委員の指摘は意見書の13ページの結論部分からであると思うが、資料4は意見書の7ページからの引用であるためである。

(委員)

資料として引用するのであれば、結論から引用すべきである。

(事務局)

最終報告書案には、赤松弁護士と相談の上、記載したい。

(委員長)

刑事告発を求める決議案は本委員会が提案すべきか。それとも議会運営委員会に任せるべきか。意見があれば発言されたい。

(委員)

刑事告発を市長に求めることは、今までも例がないので、本委員会からでもよいのではないかと。

(委員)

議員提出議案として、当局に求める形とするのか、それとも委員長報告で触れるだけなのか。

(委員)

委員長口頭報告の中にも辞職勧告や刑事告発について触れるべきであるが、その上で、決議案も提案すべきである。

(委員長)

議員提出議案として提出することについて諮ることとする。

意見とりまとめ 13時10分

・松岡議員に対する刑事告発について

執行部に対して同議員に対する刑事告発を求める決議案を提案することを全会一致で決定。

協議 13時10分

(委員長)

次回の委員会は、12月13日午前10時に開催し、最終報告書の草案の確認を行うこととする。

閉会 13時11分